

# 時短促進法から労働時間等設定改善法への改正

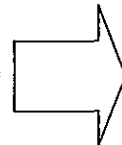
○ 労働時間の短縮を促進するだけでなく、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善するための法律に改正。

## 時短促進法

(H18. 4. 1改正法施行)

## 労働時間等設定改善法

- 法律名  
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法  
平成4年制定。  
平成9年、平成13年に改正を行い、廃止期限を延長。
- 労働時間短縮推進計画(閣議決定)  
全労働者一律の目標を設定  
(年間総労働時間1800時間)
- 労働時間短縮推進委員会
- 労働時間短縮実施計画  
2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、  
計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。
- 指定法人労働時間短縮支援センター
- 廃止期限: 平成18年3月31日



- 法律名  
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法  
労働時間等の設定  
労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇  
の日数や時季等の労働時間等に関する事項を定めること
- 労働時間等設定改善指針(大臣定め)  
・ 事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に  
適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる  
事項を掲げるもの。
- 労働時間等設定改善委員会  
※ 一定の要件を満たす場合には、衛生委員会(安全衛生委員会)  
も同じ機能を持つものとして活用可。
- 労働時間等設定改善実施計画  
2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、  
計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。
- 指定法人労働時間短縮支援センター  
→ 公益法人改革の観点から、廃止
- 廃止期限 → 削除 (恒久法化)